参考様式２

産業廃棄物処理施設の技術上の基準（個別基準）対照表（省令第12条の２）

○汚泥の脱水施設

|  |  |
| --- | --- |
| 技術上の基準 | 対応状況等 |
| 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。 |  |

○汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く）

|  |  |
| --- | --- |
| 技術上の基準 | 対応状況等 |
| 施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。 |  |

○汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設に限る。）

|  |  |
| --- | --- |
| 技術上の基準 | 対応状況等 |
| 一　天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。 |  |
| 二　天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。 |  |

○廃油の油水分離施設

|  |  |
| --- | --- |
| 技術上の基準 | 対応状況等 |
| 一　事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。 |  |
| 二　施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造されていること。 |  |

○廃酸又は廃アルカリの中和施設

|  |  |
| --- | --- |
| 技術上の基準 | 対応状況等 |
| 第２項の規定（施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする）の例によるほか、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていることとする。 |  |

○廃プラスチック類の破砕施設、木くず又はがれき類の破砕施設

|  |  |
| --- | --- |
| 技術上の基準 | 対応状況等 |
| 一　破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。 |  |

○廃プラスチック類の破砕施設、木くず又はがれき類の破砕施設（固型化燃料施設）

|  |  |
| --- | --- |
| 技術上の基準 | 対応状況等 |
| 一　破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。 |  |
| 二　破砕した廃プラスチック類の圧縮固化（物を処分するために、圧縮し、押出しにより成形し、かつ密度を高めて固型化することをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、次によること。 |  |
| イ　定量ずつ連続的に廃プラスチック類を成形設備に投入することができる供給設備が設けられていること。 |  |
| ロ　設備内の温度又は設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられた成形設備が設けられていること。 |  |
| ハ　次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。 |  |
| (1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。 |  |
| (2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。 |  |
| (3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。 |  |
| ニ　圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。 |  |
| (1) 常時換気することができる構造であること。 |  |
| (2) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。 |  |
| ホ　圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（トに掲げる場合を除く。）にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。 |  |
| (1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 |  |
| (2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、圧縮固化した廃プラスチック類を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。 |  |
| ヘ　圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合であって、当該保管の期間が７日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の１日当たりの処理能力に相当する数量に７を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。 |  |
| (1) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。 |  |
| (2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合には、この限りでない。 |  |
| ト　圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であって、当該保管の期間が７日を超えるとき、又は保管することのできる廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の１日当たりの処理能力に相当する数量に７を乗じて得られる数量を超えるときは、ニの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。 |  |
| (1) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。 |  |
| (2) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。 |  |
| (3) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 |  |
| (4) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。 |  |

○別表第３の３に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

|  |  |
| --- | --- |
| 技術上の基準 | 対応状況等 |
| 第２項の規定（施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること）の例によるほか、汚泥、セメント及び水を均一に混合することができる混練設備が設けられていることとする。 |  |

○水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

|  |  |
| --- | --- |
| 技術上の基準 | 対応状況等 |
| 一　次の要件を備えたばい焼設備が設けられていること。 |  |
| イ　ばい焼温度がおおむね摂氏600℃以上の状態で汚泥をばい焼することができるものであること。 |  |
| ロ　ばい焼温度を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な加温装置が設けられていること。 |  |
| 二　ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備が設けられていること。 |  |

○汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

|  |  |
| --- | --- |
| 技術上の基準 | 対応状況等 |
| 第２項の規定（施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること）の例によるほか、次のとおりとする。 |  |
| 一　高温熱分解方式の施設にあっては、第３項の規定の例によるほか、次の要件を備えた熱分解設備が設けられていること。 |  |
| イ　分解室の出口における炉温がおおむね摂氏900℃以上状態でシアン化合物を分解することができるものであること。 |  |
| ロ　分解室の出口における炉温を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。 |  |
| ハ　分解室への供給空気量を調節することができる装置が設けられていること。 |  |
| 二　酸化分解方式の施設にあっては、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。 |  |